

∴
知財産敷童（ざしきわらし）語り部
∴
『特許出願非公開制度』

昨年、経済安全保障推進法が制定され、これを受けて本年 5 月に特許出願非公開制度（注 1）が開始されます。今回は、この制度の概要について紹介します。

特許出願を行うと原則として出願から 1 年 6 月後にその内容が公開されます。従って、特許庁で方式審査を経て公序良俗違反等に該当するもの以外の特許出願は公開されることになります。そうすると、国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれのある技術（特定技術）が公開される可能性が出てきます。このような公開による不利益を避けるために設けられたのが本制度です。

この特定技術に該当するか否かの判断は以下の 2 つのステップで行われます。

1.技術分野等によるスクリーニング（第一次審査）

特許庁は、特許出願に特定技術の分野に属する発明が記載されているか否かを IPC（国際特許分類）に基づき判断し、該当する場合は内閣府に送付します。

2.保全審査（第二次審査）

内閣府は、国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれの程度や発明を非公開とした場合に産業の発達に及ぼす影響等について、国の機関や外部の専門家の協力も得ながら保全指定すべきか否かを審査します。

そして、保全指定をする前に、出願人に対し、特許出願を維持するか否かの意思確認を実施します。なお、保全審査の対象となる「特定技術分野」は政令で定められており、内閣府の HP で詳しく説明されています（注 2）。

これらの結果、保全指定された場合は、出願人に通知されます。

指定期間は 1 年以内で、以後、1 年ごとに延長の可否を判断します。指定された場合は、出願の取下げ禁止、発明の実施の許可制、発明内容の開示の原則禁止、発明に係る情報の漏えい防止のための必要かつ適切な措置の実施、外国への出願の禁止等の効果が生じます。

一方で、保全指定されたことにより、発明の実施の不許可等により損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償する手当がされます。

以上は、日本国特許庁に第一国特許出願を行った場合（出願料金:14,000 円）の審査の流れですが、日本に特許出願を行わず直接外国出願（ダイレクト PCT 出願を含む）を行う場合は、外国出願禁止の事前確認制度を利用することも可能です（手数料:25,000 円）。

この場合、国内出願の保全審査のように保全指定の可否を精査する過程がないため、事前確認の結果、特定技術分野に属する発明であると判断された場合、「国家及び国民の安全に影響を及ぼすものでないことが明らか」な場合以外は、外国出願が禁止されます。

まずは、日本国特許庁に特許出願を行うこともひとつの選択肢と考えられます。

経営戦略上、外国にのみ出願したい場合も、出願前に特許庁や弁理士に対応を仰ぐことをお勧めします。

< 参考 >

注 1：特許出願非公開制度について（特許庁ホームページ）

<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shutugan/hikokai/index.html>

注 2：特定技術分野及び付加要件の概要（内閣府ホームページ）

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/doc/tokutei_gijutsu_bunya.pdf

※配信元：東北地域知財戦略本部事務局（東北経済産業局知的財産室）

※本コラムの無断転載を禁じます。